

# 裁 決 書

〇〇市〇〇〇〇〇

審査請求人 〇〇〇〇

処分庁 〇〇福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から令和2年9月4日に提出された、上記処分庁（以下「処分庁」という。）が令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇号により行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第26条の規定に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決します。

## 主 文

本件処分については、これを取り消します。

## 理 由

### 1 事実関係

調査したところ、次の事実が認められます。

- (1) 令和〇年〇月〇日、請求人は、処分庁に対し、生活保護の申請（以下「本件申請」という。）を行い、同日、処分庁はこれを受理し、これに基づき、同日付けて保護を開始した。
- (2) 令和〇年〇月〇日、本件申請当時から請求人が居住していたアパート（以下「アパート」という。）の所有者の代理会社から、同月〇日付けで請求人宛てに送付した、アパートに係る入居契約の「解約通知書（退去勧告書）」の写しを、請求人が処分庁に提出した。

なお、当該解約通知書において、アパートの入居契約の解約日は「令和〇年〇月〇日」、解約理由は「再三勧告したが近隣に騒音での迷惑を被った為」と記載されていた。

- (3) 令和〇年〇月〇日、請求人は、保護費の受け取りのため処分庁を訪問した。この際、請求人から処分庁に対し、同月〇日に代理会社によってアパートの部屋の鍵を交換され、部屋に入室できなくなったとの報告があったことから、処分庁は代理会社に架電し、当該報告内容が事実であることを確認したほか、請

求人のアパート退去が完了したことが分かる書類の発行を代理会社に依頼した。

- (4) 令和〇年〇月〇日、処分庁は、請求人に対し、法第 26 条の規定に基づき本件処分を行った。本件処分に係る決定通知書には、廃止の時期として「令和〇年〇月〇日」、廃止理由として「居所喪失による。」と記載されていた。
- (5) 令和 2 年 9 月 4 日、請求人は、審査庁 静岡県知事に対し、本件審査請求を提起した。

## 2 請求人の主張

請求人は、以下の大要のとおり主張し、本件処分の取消しを求めています。

- (1) アパートの契約解除を理由に処分庁は住宅扶助を削除し、次いで「居所不明」と解釈し、さらに生活扶助も〇月某日付で削除し、廃止した。

〇月、〇月、〇月共に、処分庁には出向き、医療費の事なども相談しており、同じ浜松市内の知人宅に同居している旨も処分庁の担当職員には伝えていた。

「アパート契約が解除されたので居所不明なので、扶助を廃止した」と処分庁は説明しているが「居所不明」ではなく、また生活扶助や医療扶助が廃止になれば、請求人が更に困窮するのを承知での廃止であって、ハラスメントであり、違憲である。

- (2) 関係者から事情等を聴きとり、調査してもらいたい。その上で、生活保護の復元を求める。

- (3) 現在〇〇〇〇〇〇から生活保護を受けているが、入院中であり、退院後の住居が未だ定まっていないため、退院できない状況であるのは認める。又、この頃の保護廃止については理解できる。

しかしながら、請求人が求めているのは、令和〇年〇月〇日時点での保護廃止の復元であり、〇月〇日から〇〇〇〇〇〇内での給付が開始されるまでの生活扶助費の給付である。

## 3 処分庁の主張

処分庁は、以下の大要のとおり主張し、請求の棄却を求めています。

- (1) 請求人は、処分庁に対し、本件処分を不服として生活保護の復元を求めているが、法第 26 条は「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは速やかに、保護の停止又は廃止を決定し」と規定しており、被保護者であった請求人が処分庁の所管区域（法第 19 条第 1 項第 1 号、第 2 号）においては「保護を必要としなくなった」といえることから、本件処分は適法である。

- (2) 請求人は令和〇年〇月〇日、請求人の近隣住民らに迷惑を及ぼすような行為を理由としてアパートの賃貸借契約を解約され、アパートを利用することができなくなり、居所が定まっていない状況となった。その後、同年〇月〇日、処分庁は請求人から処分庁の所管区域外である（法第 19 条第 1 項第 1 号、第 2 号）〇〇県〇〇市に行きたい旨の申し出を受け、〇〇駅まで利用可能な切符（回数

券）を手交している。その後、令和〇年〇月〇日、処分庁は、〇〇福祉事務所から送付を受けた「生活保護記録等の写しの送付について（依頼）」により、請求人が〇〇福祉事務所に生活保護の申請を行った事実を確認するとともに、同年〇月〇日、請求人が同年〇月〇日付けで〇〇福祉事務所長から保護開始の決定を受けたことを確認した。

「被保護者が保護を必要としなくなったとき」は、処分庁は保護を廃止しなければならないところ（法第 26 条前段）、請求人は本件審査請求時点において、既に〇〇福祉事務所において保護を受けているのであるから、処分庁の所管区域において、処分庁による保護を必要としなくなったことは明らかであり、処分庁において請求人に対する生活保護を復元（継続）することはできない。

(3) 以上のことから、処分庁が請求人に対して行った本件処分は適法であり、請求人の主張には理由がないので本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 4 判断

(1) 本件処分に係る法令等の規定について

ア 法第 19 条第 1 項において、「都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者 二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」とされています。

イ 法第 25 条第 2 項において、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。（以下略）」とされています。

ウ 法第 26 条において、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。（以下略）」とされています。

エ 法第 28 条第 5 項において、「保護の実施機関は、要保護者が第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないとときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。」とされています。

なお、同条第 1 項では、「保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施（中略）のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の

居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ（中略）ることができる。」とされています。

オ 法第62条第3項において、「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」とされています。

カ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第10の問12において、「法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行う場合の取扱いの基準を示されたい」との間に對し、保護を廃止すべき場合として、「(1)当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。(2)当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。なお、以上の場合における保護の停止又は廃止は保護を要しなくなった日から行なうことを原則とする。（以下略）」とされています。

## (2) 本件処分の妥当性について

ア 法第26条は、被保護者が保護を必要としなくなったときは保護を廃止できることとするものであり、法第26条にいう「保護を必要としなくなったとき」とは、「改訂増補 生活保護法の解釈と運用」（平成16年2月16日発行）において、「生計が向上して生活困窮の状態でなくなるとか、或いは又、扶養義務者から扶養を受けられるようになつたとかの如く、被保護者が法第4条に規定する要件を満たさなくなり、保護を継続実施すべき状態でなくなった場合」とされています。

イ 処分庁は、本件処分について、その理由を「居所喪失による。」とし、法第26条前段を根拠規定としています。

また、処分庁は、請求人が令和〇年〇月〇日にアパートの自室を使用できなくなり、居所が定まっていない状態となった後、同年〇月〇日に請求人から処分庁の所管区域外である〇〇県〇〇市に行きたい旨の申出を受けたことや、同年〇月〇日付で請求人が〇〇福祉事務所長から保護開始の決定を受けた事實を〇〇福祉事務所から確認したことから、請求人が本件審査請求時点において、既に処分庁による保護を必要としなくなったことは明らかであり、本件処分は適法である旨主張しています。

ウ しかし、前記(1)アのとおり、居住地がないか、又は明らかでない場合であっても、所管区域内に現在地を有する者については保護を実施しなければならないこととされており、保護を廃止できる場合は、前記(1)エ、オ及びカのとおり、法第28条第1項による報告に応じない場合、立入調査の拒否等の場合又は検診命令に従わない場合、法第62条第1項及び第3項による指導指示

に従わない場合並びに法第19条第1項により所管区域外に転出した場合とされています。法第25条第2項の規定により、処分庁は常に被保護者の生活状態を調査するよう求められているところであり、特に保護廃止という重大な処分を行うに当たっては、処分の要件に該当するか否かについて判断するためにより慎重な調査が求められます。

エ これを本件処分についてみると、収入が増加したなど保護を必要としなくなったという事情は認められないことから、法第26条には該当しません。立入調査を拒否したなどという事実はないことから、法第28条第5項にも該当しません。また、指導指示に違反したという事実もないことから、法第62条第1項及び第3項にも該当しません。さらに、請求人から辞退届が提出されたという事実もありません。

次に、所管区域外に転出した場合、当該所管区域内における保護は廃止となります。しかし、前記3(2)のとおり、処分庁は、令和〇年〇月〇日に〇〇福祉事務所より「生活保護記録等の写しの送付について（依頼）」の送付を受け、請求人が〇〇福祉事務所長に生活保護の申請を行った事実を確認するとともに、同年〇月〇日、請求人が同年〇月〇日付けで〇〇福祉事務所長から保護開始の決定を受けたことを確認するまで何ら保護廃止決定処分を行うに当たって必要な調査を行いませんでした。また、処分庁は、請求人がアパートの退去勧告を受けていたことを事前に承知していたほか、請求人がアパートの自室を使用できなくなった翌日に請求人と面会し、居所を喪失した事実を請求人から聴取していることが確認されるものの、処分庁は、アパート退去後の請求人の居住予定地等について請求人から聴取することや、請求人の生活状況について何ら調査することなく、単に居所を喪失したことのみをもって請求人に係る保護の廃止を決定していることが確認されます。

必要な調査を尽くした結果、「保護を必要としなくなつた」ことを裏付ける事情が認められてはじめて法第26条に基づく保護廃止ができるものであるところ、処分庁の対応は、法第26条に基づく保護廃止決定処分を行うに当たって、法第25条第2項に基づく必要な調査義務を十分に果たしていないといわざるを得ないものであり、本件処分のように居住地を失ったことのみをもって「保護を必要としなくなつた」と判断することはできないものあります。

また、その他請求人が保護を必要としなくなつたと認めるに足りる事実は処分庁から提出された資料等において確認できません。

オ よって、本件処分は違法又は不当な処分であると認められます。

カ なお、処分庁は、本件審査請求時点において既に保護が開始されていることから、処分庁による保護を必要としなくなつた旨主張しています。確かに、処分庁は、令和〇年〇月〇日、〇〇福祉事務所から「生活保護記録等の写しの送付について（依頼）」を受領しており、この時点で〇〇福祉事務所が請

求人の保護申請書を受理しているものと認識できます。請求人においても、〇〇〇〇〇に居住地又は現在地があるものと推定され、処分庁はこの時点においては、法第19条第1項における保護の実施責任を負わないものと考えられます。しかし、前記3(2)のとおり処分庁は同年〇月〇日以降も、請求人から処分庁の所管区域外である〇〇県〇〇市に行きたい旨の申し出を受け、〇〇駅まで利用可能な切符（回数券）を手交していることから、少なくとも同日から同年〇月〇日までの間においては、請求人の現在地は処分庁所管区域内にあったものと考えられます。前記のとおり本件処分当時において請求人が保護の必要がなくなったと判断できる根拠は見当たらず、本件処分により保護が廃止されなければ、保護が継続されていた可能性があるのであって、新たに別の実施機関により保護が開始されていることをもって、請求人が保護の要件を欠く又は審査請求の利益を失ったものと判断することはできません。

## 5 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決します。

なお、令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇号にて、静岡県行政不服審査会への諮問を行った旨を通知しました。しかし、令和〇年〇月〇日付で、審理員から審査庁に対して提出のあった審理員意見書の内容は、請求人の提出した審査請求の全部を認容する内容であり、これについて、審査庁においても疑義が生じなかつたことから、行政不服審査法第43条第1項第7号に該当し、諮問が不要であるため、諮問を取下げたことを申し添えます。

令和4年6月20日

審査庁 静岡県知事 川勝 平太